

## 公益社団法人流山市シルバー人材センター理事会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人流山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第31条の規定に基づき、理事会の運営に関し、法令又は定款に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (決議事項)

第2条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会の招集及び議案
- (2) 事業報告、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録の承認
- (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
- (5) 役員の業務分担
- (6) 理事の競業取引及び利益相反取引の承認
- (7) 重要な財産の処分及び譲受
- (8) 重要な契約の締結、解除、変更
- (9) 多額の借財
- (10) 重要な使用人の選任及び解任
- (11) 従たる事務所その他の重要な組織の設置及び改廃
- (12) 内部統制体制の整備
- (13) 理事会における議長が欠けたとき又は事故あるときの順序
- (14) 理事会規程等の重要な規程の制定及び改廃
- (15) 定款に定める役員の当法人に対する損害賠償の免除
- (16) 総会から理事会に授権された事項
- (17) 前各号のほか、法令又は定款に定める事項
- (18) 新規事業の開始または事業の廃止に関する事項
- (19) 重要な訴訟の提起、応訴、和解等に関する事項
- (20) 前各号以外の業務執行に関する重要な事項

### (報告事項)

第3条 代表理事及び業務執行理事は、業務の執行の状況について、3月に1回以上理事会に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるほか、代表理事及び業務執行理事は、理事会が必要と認めた事項について理事会に報告しなければならない。
- 3 報告事項の具体的な取扱いについては、別表に定める報告基準による。
- 4 前条第1項第6号の取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、以下の必要事項を記載した書面をもって開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- (1) 会議の日時
- (2) 場所
- (3) 目的である事項

(開催)

第5条 定時理事会は、毎月開催し、臨時理事会は、必要に応じ開催する。

(決議の省略)

第6条 理事が、理事会の決議の目的である事項について、提案した場合において当該提案につき理事（当該提案らついて議決に加わることができるものに限る。以下本条において同じ。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

- 2 前項の提案をなす理事は、理事会議長に対し次の事項を通知し、理事会議長がこれらの事項を書面により、各理事及び各監事に対して通知するものとする。
  - (1) 決議の目的事項
  - (2) 各理事が同意する旨の意思表示をするべき期限
  - (3) 各監事が異議を述べるべき期限
- 3 第1項の理事会決議があったものとみなす時期は、当該提案につき理事全員から書面により同意する旨の意思表示がなされたときとする。

(議事録)

第7条 理事会の議事は、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告基準の変更)

第8条 別表に定める報告基準の変更は、理事会の決議による。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、センターの事務局が処理する。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則（平成24年 3 月 23日理事会議決）

この規程は、公益社団法人流山市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

別表（第3条）

報告基準

項 目	報 告 回 数
業務執行状況 予算の執行状況 事業実績 就業実績 社会奉仕活動 受注・完了・繰越件数 月末預金残高 入会申込者・退会者	3月に1回
重要な係争に関する事項	随時
昇給、賞与その他人事及び労務に関する事項	随時